

令和7年

長岡市教育委員会  
2月定例会

議 案

議案第 8 号

専決処理について

次の事項は、その処理に急を要したため、長岡市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和 57 年長岡市教育委員会規則第 4 号）第 4 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、別紙のとおり専決処理したので、同条同項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 7 年 2 月 18 日提出

長岡市教育委員会

教育長 金澤 俊道

専決第 1 号 補正予算の要求について

専決第 1 号

専決処理書

長岡市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和 57 年長岡市教育委員会規則第 4 号）第 4 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、次のとおり専決処理する。

令和 7 年 2 月 4 日

長岡市教育委員会

教 育 長            金 澤 俊 道

補正予算の要求について

令和 7 年 2 月補正予算を、別紙のとおり要求する。





## 令和7年2月補正予算見積総括表

### 債務負担行為

(単位：千円)

課 名	事 項	期 間	限 度 額	説 明
教育総務課	(消防費・消防費・除雪対策費) 小型除雪機購入費	令和6年度から 令和7年度まで	6,000	<p>令和7年度に購入する市立学校の小型除雪機について、欠品状態になる前に購入できるよう、早急に入札等事務処理を行うため、債務負担行為（ゼロ市債）を設定する。</p> <p>(限度額の積算基礎)</p> <p>小型除雪機購入費（仕様：除雪幅100cm以上、20馬力以上） 1,200,000円/台×3台=3,600,000円</p> <p>小型除雪機購入費（仕様：除雪幅120cm以上、23.8馬力以上） 2,400,000円/台×1台=2,400,000円</p>
	(教育費・中学校費・教育振興費) 教科書改訂に伴う教材充実事業費	令和6年度から 令和7年度まで	10,000	<p>令和7年度に購入する指導者用デジタル教材について、年度当初から使用できるよう購入するため、債務負担行為（ゼロ市債）を設定する。</p> <p>(限度額の算定基礎)</p> <p>○指導者用デジタル教材購入費 114,940円×3学年×29セット=9,999,780円 (27校・市教委 4年ライセンス)</p>

議案第 9 号

長岡市立学校体育施設開放条例施行規則の一部改正について

長岡市立学校体育施設開放条例施行規則の一部を改正する規則を別紙のとおり定める。

令和 7 年 2 月 18 日提出

長岡市教育委員会

教 育 長      金 澤 俊 道

長岡市立学校体育施設開放条例施行規則の一部を改正する規則  
長岡市立学校体育施設開放条例施行規則（昭和59年長岡市教育委員会規則  
第6号）の一部を次のように改正する。  
別記第1号様式から別記第3号様式までを次のように改める。

別記第1号様式（第5条関係）

長岡市学校開放有料施設使用申込書

年 月 日

長岡市教育委員会 様

団体名／代表者名

住所

電話番号

次のとおり申込みします。

受付番号	
施設	
施設内の場所	
使用目的 (行事名称)	
使用日時	
使用責任者	
使用人数	

日付	施設内の場所	使用時間	使用人数	冷暖房設備	照明設備
使用料	基本使用料		冷暖房使用料		照明使用料
	円		円		円
	備品使用料		減免額		消費税
	円		円		円
				合計	円

上記の申込みについて、次のとおり決定してよいでしょうか。					
決裁者			係	受付	起案 . . .
					決裁 . . .
					施行 . . .
決定区分	<input type="checkbox"/> 許可する。 <input type="checkbox"/> 許可しない。				
決定使用料	上記合計金額のとおり				
許可条件 その他					<input type="checkbox"/> 市 <input type="checkbox"/> 社会教育団体 <input type="checkbox"/> その他

会計	領 収 書 (原符)			No. _____
年度		★	円	
款)				
節)				領 収 日付印

長岡市学校開放有料施設使用許可書

年 月 日

様

長岡市教育委員会  
教育長

次のとおり許可します。

受付番号		利用者番号	
施設			
施設内の場所			
使用目的 (行事名称)			
使用日時			
使用責任者			
使用人数			

日付	施設内の場所	使用時間	使用人数	冷暖房設備	照明設備
使用料	基本使用料		冷暖房使用料		照明使用料
	円		円		円
	備品使用料		減免額		消費税
	円		円		円
				合計	円

許可条件その他

会計	領 収 書 (原符)		No. _____
年度	★	円	
款)			
節)			領 収 日付印

第3号様式（第7条関係）

長岡市学校開放有料施設使用料減免申請書

年 月 日

長岡市教育委員会 様

申請者 住 所  
 団 体 名  
 代表者氏名  
 電 話 番 号 局 番

次のとおり申請します。

使 用 日 時	月 日 時 分から 月 日 時 分まで
使 用 目 的	
使 用 施 設	学校グラウンド夜間照明施設
規 定 の 使 用 料	円
減 免 を 受 け よ う と す る 額	円
減 免 後 の 使 用 料	円
減 免 を 受 け よ う と す る 理 由	

上記の申請について、次のとおり決定してよいでしょうか。					
決 裁 者			係	受 付	起案 ・ ・
					決裁 ・ ・
					施行 ・ ・
決 定 区 分	<input type="checkbox"/> 減免する <input type="checkbox"/> 減免しない				
減 免 す る 額	円				
備 考					

別記第4号様式の規定中「印」を削る。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

## 長岡市立学校体育施設開放条例施行規則の一部改正について

### 1 改正理由

中学校グラウンド夜間照明施設の申込等に公共施設予約システムを導入するため、長岡市立学校体育施設開放条例施行規則について、申込書等の様式を変更する一部改正を行うもの

### 2 改正内容

- (1) 別記第1号様式から別記第3号様式までを改める。
- (2) 別記第4号様式の規定中「印」を削る。

### 3 施行期日

令和7年4月1日

議案第 10 号

校長、教頭の人事異動の内申について

令和 7 年 4 月 1 日付け校長、教頭の人事について、別紙のとおり  
内申する。

令和 7 年 2 月 18 日提出

長岡市教育委員会

教 育 長      金 澤 俊 道

議案第 11 号

条例改正の申出について

長岡市立科学博物館条例等の一部改正を別紙のとおり申し出るものとする。

令和 7 年 2 月 18 日提出

長岡市教育委員会

教 育 長      金 澤 俊 道

長岡市立科学博物館条例等の一部を改正する条例

(長岡市立科学博物館条例の一部改正)

第1条 長岡市立科学博物館条例（昭和40年長岡市条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削るものとする。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 本市は、市民の学術及び文化の向上に資するため_____、博物館を設置する。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 本市は、市民の学術及び文化の向上に資するため、<u>博物館法（昭和26年法律第285号）第18条の規定に基づき</u>、博物館を設置する。</p>

(長岡市寺泊水族博物館条例の一部改正)

第2条 長岡市寺泊水族博物館条例（平成17年長岡市条例第256号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削るものとする。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 本市は、海の生態系に関する理解を深め、市民の教育、学術及び文化の向上に資するため_____</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 本市は、海の生態系に関する理解を深め、市民の教育、学術及び文化の向上に資するため、<u>博物館法</u></p>

<p>_____、 水族博物館を設置する。 (協議会)</p> <p>第7条 博物館法(昭和26年法律第285号)第23条第1項の規定に基づき、水族博物館に長岡市水族博物館協議会(以下「協議会」という。)を設置する。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(昭和26年法律第285号。以下「法」という。)第18条の規定に基づき、水族博物館を設置する。 (協議会)</p> <p>第7条 法第20条第1項 _____の規定に基づき、水族博物館に長岡市水族博物館協議会(以下「協議会」という。)を設置する。</p> <p>2・3 (略)</p>
---	---

(長岡市栃尾美術館条例の一部改正)

第3条 長岡市栃尾美術館条例(平成17年長岡市条例第257号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分(以下「改正前部分」という。)及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削るものとする。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 本市は、美術に関する市民の教育、学術及び文化の発展に寄与するため _____ _____ _____, 美術館を設置する。 (協議会)</p> <p>第12条 博物館法(昭和26年法律第285号)第23条第1項の規定に基づき、</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 本市は、美術に関する市民の教育、学術及び文化の発展に寄与するため、<u>博物館法(昭和26年法律第285号。以下「法」という。)</u>第18条の規定に基づき、美術館を設置する。 (協議会)</p> <p>第12条 法第20条第1項 _____の規定に基づき、</p>

美術館に長岡市栃尾美術館協議会 （以下「協議会」という。）を設置 する。 2・3 （略）	美術館に長岡市栃尾美術館協議会 （以下「協議会」という。）を設置 する。 2・3 （略）
---	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 長岡市立科学博物館条例等の一部改正について

### 1 改正理由及び内容

博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）が改正され、第 18 条（設置）が削除されたことに伴い、本市の条例から文言を削除するとともに条文のずれを修正するもの

### 2 改正する条例

- (1) 長岡市立科学博物館条例
- (2) 長岡市寺泊水族博物館条例
- (3) 長岡市栃尾美術館条例

### 3 施行期日

公布の日

#### 【令和 5 年 4 月 1 日施行の「博物館法の一部を改正する法律」の概要】

##### 1 法律の目的及び博物館の事業の見直し

- ・社会教育法に加えて文化芸術基本法の本質に基づくことを定める。
- ・博物館の事業に博物館資料のデジタル・アーカイブ化を追加するとともに、他の博物館等と連携すること、及び地域の多様な主体との連携・協力による文化観光その他の活動を図り地域の活力の向上に取り組むことを努力義務とする。

##### 2 博物館登録制度の見直し

- ・地方公共団体、一般社団法人・財団法人等に限定していた博物館の設置者要件を改め、法人類型にかかわらず登録できる。
- ・登録の審査を都道府県等教育委員会が定める。
- ・既に登録されている博物館は施行から 5 年間は登録博物館とみなす。

#### 【施行後の新潟県の対応】

- ・令和 6 年 10 月に、新制度での博物館登録について定めた「審査基準」及び「要領」が県から通知があった（令和 6 年度から登録審査開始予定）。

#### 【博物館登録制度の見直しへの対応】

- ・科学博物館については、令和 6 年度中に登録申請を行う予定
- ・寺泊水族博物館については、令和 7 年度中に登録申請を行う予定
- ・栃尾美術館については、登録申請について検討中

議案第 12 号

条例改正の申出について

長岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正を別紙のとおり申し出るものとする。

令和 7 年 2 月 18 日提出

長岡市教育委員会

教 育 長      金 澤 俊 道

長岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部  
を改正する条例

長岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年  
長岡市条例第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）  
及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下  
「改正後部分」という。）について、改正前部分に字句が記されず、改正後部分  
に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に  
加えるものとする。

改正後	改正前
<p>(食事の提供の特例)</p> <p>第15条 次の各号の全ての要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し、家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市等の栄養士又は<u>管理栄養士</u>により、献立</p>	<p>(食事の提供の特例)</p> <p>第15条 次の各号の全ての要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し、家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市等の栄養士_____により、献立</p>

<p>等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士又は<u>管理栄養士</u>による必要な配慮が行われること。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士_____による必要な配慮が行われること。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p>
--	---

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

## 長岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

### 1 改正理由

栄養士法の改正を受け、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）が一部改正されたことに伴い、所要の改正を行うもの

### 2 改正内容

管理栄養士について、国家試験を受けるためには栄養士の免許を保有していなければならなかったが、管理栄養士養成施設卒業者は、栄養士免許の取得が不要となった。

この改正に伴い、給食の外部搬入を認める条件の一つに栄養士の配置を求めていた規定について、栄養士免許を有さない管理栄養士を配置した場合についても要件を満たすことを定めるもの

### 3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

議案第 13 号

補正予算の要求について

令和 7 年 3 月補正予算を別紙のとおり要求する。

令和 7 年 2 月 18 日提出

長岡市教育委員会

教 育 長            金 澤 俊 道

## 令和7年3月補正予算見積総括表

(単位：千円)

課 名	歳 入 補正額	歳 出 補正額	事業名及び事業の概要	要求額	説 明
教育総務課 (人件費)	678	26,795	<b>【歳 入】</b> (諸収入・雑入・雑入) ・教育総務課雑入 ◦雇用保険料被保険者負担分	678	・会計年度任用職員の給与改定に伴い増額するもの
			<b>【歳 出】</b> (民生費・児童福祉費・児童福祉総務費) (衛生費・保健衛生費・保健衛生総務費) (教育費・教育総務費・事務局費) (教育費・教育総務費・教育センター費) (教育費・小学校費・学校管理費) (教育費・中学校費・学校管理費) (教育費・幼稚園費・幼稚園費) (教育費・社会教育費・社会教育総務費) (教育費・社会教育費・図書館費) (教育費・社会教育費・博物館費) (教育費・社会教育費・資料館費) (教育費・社会教育費・美術館費) ・職員人件費・会計年度任用職員報酬等  (教育費・教育総務費・事務局費) ・事務局管理費(総務課分・一次・枠外)  (教育費・教育総務費・教育諸費) ・校務支援推進事業費	56,683 ▲ 1,888 ▲ 15,497 706 ▲ 14,740 5,456 ▲ 6,419 971 3,528 600 2,300 1,399  ▲ 7,000  696	・正規職員の人事異動等の整理のため、減額又は増額するもの ・会計年度任用職員の任用が見込みを下回ったことによる減額及び給与改定に伴い増額するもの
学務課 (人件費)	25	4,883	<b>【歳 入】</b> (諸収入・雑入・雑入) ・学務課雑入 ◦雇用保険料被保険者負担分	25	・会計年度任用職員の給与改定に伴い増額するもの
			<b>【歳 出】</b> (教育費・教育総務費・教育諸費) (教育費・小学校費・学校管理費) (教育費・小学校費・学校給食費) ・遠距離通学児童生徒支援事業費 ほか	1,540 270 3,073	・会計年度任用職員の給与改定に伴い増額するもの

課名	歳入補正額	歳出補正額	事業名及び事業の概要	要求額	説明
学校教育課 (人件費)	357	60,913	【歳入】 (諸収入・雑入・雑入) ・学校教育課雑入 。雇用保険料被保険者負担分	357	・会計年度任用職員の給与改定に伴い増額するもの
			【歳出】 (教育費・教育総務費・教育センター費) (教育費・教育総務費・教育諸費) (教育費・総合支援学校費・総合支援学校費) ・理科教育費 ほか	2,915 55,107 2,891	・会計年度任用職員の給与改定に伴い増額するもの
中央図書館 (人件費)	39	6,754	【歳入】 (諸収入・雑入・雑入) ・中央図書館雑入 。雇用保険料被保険者負担分	39	・会計年度任用職員の給与改定に伴い増額するもの
			【歳出】 (教育費・社会教育費・図書館費) (教育費・社会教育費・美術館費) ・中央図書館管理運営費 ほか	6,358 396	・会計年度任用職員の給与改定に伴い増額するもの
科学博物館 (人件費)	8	1,987	【歳入】 (諸収入・雑入・雑入) ・科学博物館雑入 。雇用保険料被保険者負担分	8	・会計年度任用職員の給与改定に伴い増額するもの
			【歳出】 (教育費・社会教育費・社会教育総務費) (教育費・社会教育費・博物館費) (教育費・社会教育費・資料館費) ・馬高・三十稻場遺跡管理運営費 ほか	877 488 622	・会計年度任用職員の給与改定に伴い増額するもの
子ども・ 子育て課 (人件費)	88	15,819	【歳入】 (諸収入・雑入・雑入) ・子ども・子育て課雑入 。雇用保険料被保険者負担分	88	・会計年度任用職員の給与改定に伴い増額するもの
			【歳出】 (民生費・児童福祉費・児童福祉総務費) (民生費・児童福祉費・児童福祉施設費) (衛生費・保健衛生費・保健衛生総務費) (教育費・社会教育費・社会教育総務費) (教育費・社会教育費・公民館費) ・放課後児童健全育成事業費(二次経費分) ほか	12,558 1,592 634 758 277	・会計年度任用職員の給与改定に伴い増額するもの

課 名	歳 入 補正額	歳 出 補正額	事業名及び事業の概要	要求額	説 明
子ども家庭 センター (人件費)	19	3,444	【歳 入】 (諸収入・雑入・雑入) ・子ども家庭センター雑入 。雇用保険料被保険者負担分	19	・会計年度任用職員の給与改定に伴い増額するもの
			【歳 出】 (民生費・児童福祉費・児童福祉総務費) (民生費・児童福祉費・児童措置費) ・こども発達支援関係事業費 ほか	2,800 644	・会計年度任用職員の給与改定に伴い増額するもの
保育課 (人件費)	3	556	【歳 入】 (諸収入・雑入・雑入) ・保育課雑入 。雇用保険料被保険者負担分	3	・会計年度任用職員の給与改定に伴い増額するもの
			【歳 出】 (民生費・児童福祉費・児童福祉総務費) ・児童福祉施設関係総務費 (保育課)	556	・会計年度任用職員の給与改定に伴い増額するもの
合 計	1,217	121,151			

# 令和7年3月補正予算見積総括表

(単位：千円)

課 名	歳 入 補正額	歳 出 補正額	事業名及び事業の概要	要求額	説 明
教育施設課	6,047,742	6,051,430	<b>【歳 入】</b> (国庫支出金・国庫補助金・教育費国庫補助金) ・ 小学校費補助金 ◦ 学校施設環境改善交付金 (総合経済対策分) ・ 中学校費補助金 ◦ 学校施設環境改善交付金 (総合経済対策分)	830,043	・ 国の令和6年度一般会計補正予算により前倒しで交付決定を受けた令和7年度実施予定事業の長寿命化改良及び大規模改造(空調、バリアフリー、トイレ、屋体LED照明器具整備)について、小学校16校、中学校9校の補助金を受け入れるもの なお、事業実施において補助金以外の事業費は、市債等を充てるもの
			(市債・市債・教育債) ・ 小学校債 ◦ 大規模改造事業 (総合経済対策分)	3,450,600	
			・ 中学校債 ◦ 大規模改造事業 (総合経済対策分)	1,437,500	
			<b>【歳 出】</b> (教育費・小学校費・学校建設費) ・ 小学校大規模改造事業費 (総合経済対策分) ◦ 工事請負費 (神田小・新町小・川崎小・千手小・新組小・岡南小・豊田小・川崎東小・信条小・越路西小・与板小空調改修、阪之上小・新組小・岡南小・下川西小・脇野町小屋体LED照明器具整備)	898,524	
			・ 継続費・宮内小学校校舎等大規模改造事業費 (総合経済対策分) ◦ 委託料 (監理委託) ◦ 工事請負費	20,989 1,689,911	・ 国の令和6年度一般会計補正予算により前倒しで交付決定を受けた令和7年度実施予定事業の長寿命化改良及び大規模改造(空調、バリアフリー、トイレ、屋体LED照明器具整備)について、小学校16校、中学校9校を実施するもの なお、全事業が年度内に完了しないため、翌年度に繰越するもの

# 令和7年3月補正予算見積総括表

(単位：千円)

課 名	歳 入 補正額	歳 出 補正額	事業名及び事業の概要	要求額	説 明
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・継続費・中之島中央小学校校舎等大規模改造事業費 (総合経済対策分)                             <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 委託料 (監理委託) <span style="float: right;">20,488</span></li> <li>◦ 工事請負費 <span style="float: right;">1,652,912</span></li> </ul> </li>   <li>(教育費・中学校費・学校建設費)</li> <li>・中学校大規模改造事業費 (総合経済対策分)                             <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 委託料 (監理委託) (東北中トイレ改修) <span style="float: right;">3,400</span></li> <li>◦ 工事請負費 (旭岡中・中之島中・川口中空調改修、 東北中トイレ改修、関原中・青葉台中・ 旭岡中・中之島中・三島中屋体LED 照明器具整備) <span style="float: right;">702,032</span></li> </ul> </li>   <li>・継続費・南中学校校舎等大規模改造事業費 (総合経済 対策分)                             <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 委託料 (監理委託) <span style="float: right;">8,488</span></li> <li>◦ 工事請負費 <span style="float: right;">684,812</span></li> </ul> </li>   <li>・継続費・江陽中学校校舎等大規模改造事業費 (総合経 済対策分)                             <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 委託料 (監理委託) <span style="float: right;">5,704</span></li> <li>◦ 工事請負費 <span style="float: right;">364,170</span></li> </ul> </li> </ul>		

# 令和7年3月補正予算見積総括表

(単位：千円)

課 名	歳 入 補正額	歳 出 補正額	事業名及び事業の概要	要求額	説 明
子ども ・ 子育て課	26,366	56,903	<b>【歳 入】</b> (国庫支出金・国庫補助金・衛生費国庫補助金) ・保健衛生費補助金 ◦ 出産・子育て応援交付金  (諸収入・雑入・過年度収入) ・過年度収入 ◦ 令和5年度国補助金精算金	1,800	・ 出産・子育て応援事業の制度改正に伴うシステム改修経費について、補助金を受け入れるもの  過年度事業費の確定に伴う補助金精算金 ・ 令和5年度出産・子育て応援交付金
			<b>【歳 出】</b> (総務費・総務管理費・諸費) ・国・県補助金等返還金過年度分 ◦ 国に対する返還金  ・県に対する返還金  (衛生費・保健衛生費・保健衛生総務費) ・出産・子育て応援事業費 ◦ 電算業務委託料	1,609 42,434 7,910  3,150  1,800	過年度事業費の確定に伴う精算返還金 ・ 令和5年度妊娠・出産包括支援事業補助金返還金 ・ 令和4年度出産・子育て応援交付金返還金 ・ 令和5年度出産・子育て応援交付金返還金  ・ 令和5年度出産・子育て応援交付金返還金  出産・子育て応援事業の令和7年度からの制度改正に伴うもの ・ システム改修業務委託

# 令和7年3月補正予算見積総括表

(単位：千円)

課名	歳入補正額	歳出補正額	事業名及び事業の概要	要求額	説明
子ども家庭センター	32,325	43,100	<b>【歳入】</b> (国庫支出金・国庫負担金・民生費国庫負担金) ・ 児童福祉費負担金 ◦ 障害児通所給付費負担金 (県出金・県負担金・民生費県負担金) ・ 児童福祉費負担金 ◦ 障害児通所給付費負担金	21,550	・ 増額した障害児通所給付費の財源として、国負担分を受け入れるもの
			<b>【歳出】</b> (民生費・児童福祉費・児童福祉総務費) ・ 児童発達支援事業費 ◦ 障害児通所給付費	10,775	・ 増額した障害児通所給付費の財源として、国負担分を受け入れるもの
合計	6,106,433	6,151,433			

## 令和7年3月補正予算見積総括表

### 継続費

(単位：千円)

課名	事項	総額	年度	年割額	説明
教育施設課	(教育費・中学校費・学校建設費) 江陽中学校校舎等大規模改造事業	3,708,742	令和6年度	369,874	令和7年度に実施を予定した江陽中学校校舎等大規模改造事業について、国の令和6年度一般会計補正予算による学校施設環境改善交付金の前倒しでの交付決定に伴い、令和6年度に前倒して実施するため、令和6年度から令和9年度までの4か年の継続費を設定するもの
			令和7年度	1,000	
			令和8年度	2,225,245	
			令和9年度	1,112,623	

## 令和7年3月補正予算見積総括表

### 継続費補正

(単位：千円)

課名	事項	総額			年度	年割額			説明
		補正前	補正額	計		補正前	補正額	計	
教育施設課	(教育費・小学校費・学校建設費) 宮内小学校校舎等大規模改造事業	2,853,200	0	2,853,200	令和5年度	284,400		284,400	令和5年度から令和8年度までの4か年で継続費を設定している宮内小学校校舎等大規模改造事業について、国の令和6年度一般会計補正予算による学校施設環境改善交付金の前倒しでの交付決定に伴い、令和7年度に実施を予定していた工事の一部を令和6年度に前倒して実施するため、継続費の年割額を変更するもの
					令和6年度	1,000	1,710,900	1,711,900	
					令和7年度	1,711,900	△ 1,710,900	1,000	
					令和8年度	855,900		855,900	
教育施設課	(教育費・小学校費・学校建設費) 中之島中央小学校校舎等大規模改造事業	2,093,100	0	2,093,100	令和5年度	417,700		417,700	令和5年度から令和7年度までの3か年で継続費を設定している中之島中央小学校校舎等大規模改造事業について、国の令和6年度一般会計補正予算による学校施設環境改善交付金の前倒しでの交付決定に伴い、令和7年度に実施を予定していた工事の一部を令和6年度に前倒して実施するため、継続費の年割額を変更するもの
					令和6年度	1,000	1,673,400	1,674,400	
					令和7年度	1,674,400	△ 1,673,400	1,000	
教育施設課	(教育費・中学校費・学校建設費) 南中学校校舎等大規模改造事業	2,314,300	0	2,314,300	令和4年度	230,300		230,300	令和4年度から令和7年度までの4か年で継続費を設定している南中学校校舎等大規模改造事業について、国の令和6年度一般会計補正予算による学校施設環境改善交付金の前倒しでの交付決定に伴い、令和7年度に実施を予定していた工事の一部を令和6年度に前倒して実施するため、継続費の年割額を変更するもの
					令和5年度	1,388,700		1,388,700	
					令和6年度	1,000	693,300	694,300	
					令和7年度	694,300	△ 693,300	1,000	

# 令和7年3月補正予算見積総括表

## 繰越明許費

(単位：千円)

課名	歳入	歳出	事業名及び事業の概要	繰越額	説明
教育施設課	1,625,377	1,634,628	<b>【歳入】</b> (国庫支出金・国庫補助金・教育費国庫補助金) ・小学校費補助金 ◦ 学校施設環境改善交付金(総合経済対策分) ・中学校費補助金 ◦ 学校施設環境改善交付金(総合経済対策分)  (市債・市債・教育債) ・小学校債 ◦ 大規模改造事業(総合経済対策分) ◦ 大規模改造事業 ・中学校債 ◦ 大規模改造事業(総合経済対策分)	158,850	・年度内の事業完了が見込めないことから、 予算を次年度に繰り越すもの
			(市債・市債・教育債) ・小学校債 ◦ 大規模改造事業(総合経済対策分) ◦ 大規模改造事業 ・中学校債 ◦ 大規模改造事業(総合経済対策分)	114,127	
			<b>【歳出】</b> (教育費・小学校費・学校建設費) ・小学校大規模改造事業費(総合経済対策分) ◦ 工事請負費(神田小・新町小・川崎小・千手小・新組小・岡南小・豊田小・川崎東小・信条小・越路西小・与板小空調改修、阪之上小・新組小・岡南小・下川西小・脇野町小屋体LED照明器具整備) ・小学校大規模改造事業費 ◦ 工事請負費(川口小トイレ改修)  (教育費・中学校費・学校建設費) ・中学校大規模改造事業費(総合経済対策分) ◦ 委託料(監理委託)(東北中トイレ改修) ◦ 工事請負費(旭岡中・中之島中・川口中空調改修、東北中トイレ改修、関原中・青葉台中・旭岡中・中之島中・三島中屋体LED照明器具整備)	898,524	
				30,672	
				3,400	
				702,032	

課 名	歳 入	歳 出	事業名及び事業の概要	繰越額	説 明
子ども ・ 子育て課	1,800	1,800	<b>【歳 入】</b> (国庫支出金・国庫補助金・衛生費国庫補助金) ・保健衛生費補助金 ◦ 出産・子育て応援交付金	1,800	・ 年度内の事業完了が見込めないことから、 予算を次年度に繰り越すもの
			<b>【歳 出】</b> (衛生費・保健衛生費・保健衛生総務費) ・ 出産・子育て応援事業費 ◦ 電算業務委託料 (システム改修業務)	1,800	
合 計	1,627,177	1,636,428			